第 20 回総会　令和 7 年 1 月 30 日

局　長　起立、一同礼、着席

局　長　総会に先立ちまして、１月の業務報告をいたします。

――――――――――――――――――報告、業務報告――――――――――――――――――

局　長　また、相続届出４件、賃貸借合意解約 16 件、使用貸借合意解約２件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局　長　これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会　長　ただ今から令和 6 年度第２０回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 14 名　推進委員 15 名、合計 29 名の出席であります。本日の議案件数でありますが、３件を提案しております。

議　長　議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。11 番　〇〇委員、26 番　〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議　長　議案第 102 号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局　長　議案第 102 号農地法第５条の規定による許可申請の承認について、議案書１ページの通り申請件数は１件であります。

議　長　１番について特別調査員の報告をお願いします。

4　番　今回は 19 番　〇〇委員と私（4 番　〇〇委員）が会長の命を受けまして、１月 17 日午前９時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第５条１件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

19 番　農地法第５条の１番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から南西へ約 250ｍのところにある農地です。渡人から受人への売買による所有権の移転を受け、サッカー練習場、駐車場を設置するために申請されたものです。申請地は東側は農地、西側は農地、南側は農地、北側は申請者の自宅となっています。 雨水は自然浸透により排水します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、盛土してローラーで固め防ぎます。また、農地にボールが行かないようネットを張ります。土地の周辺係者等への同意も得ているとのことです。この申請には始末書が添付されておりますのでご覧ください。申請地は農地の繋がりが 10ha 未満の第２種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局　土地の売買代金は〇〇万円です。始末書が添付されておりますが、盛り土をしている途中で農地であることを知ったため、作業を中断しているとのことです。

議　長　１番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

８　番　申請者の自宅の面積はどれくらいあるんですか。

事務局　393 ㎡です。

議　長　他にありませんか。

（委員なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　議案第 103 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局　長　議案第 103 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2～4 ページの通り、申請件数は 6 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議　長　1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

29 番　1 番と 2 番は交換の案件ですので、併せて説明します、三財地区〇〇集落の〇〇さんと、三財地区〇〇集落の〇〇さんとの交換による所有権移転となります。〇〇さんの農地は〇〇から 300m〇〇集落に進んだところの 4 筆の農地です。〇〇さんの農地はそこから 700m ほど西に進んだところにある農地です。〇〇さんが〇〇さんより畑を借りて「しきみ」を植え 10 年ぐらいになりますが、どうしてもこの農地がほしいということで、〇〇さん所有の田と交換ということになりました。〇〇さんは管理機、防除機を所有しております。トラクターは〇〇さんより借りるとのことです。〇〇さんはＷＣＳを 200ａを作付けされおり、農地として活用されていくことを確認しております。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に、説明がありました２番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に３番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番　３番を説明します。都於郡地区〇〇集落の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。〇〇を〇〇集落に向けて渡り、最初にある橋の手前より西に入ったところにある農地です。受人はスイートコーンとオクラを妻と２人で作付けされています。農機具はトラクター１台、軽トラ１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買金額は総額〇〇万円、10a あたり〇〇万円です。

議　長　説明がありました３番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に４番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

24 番　４番を説明します。妻地区〇〇集落の渡人から、妻地区〇〇の受人への売買による所有権移転となります。〇〇から東へ約 200m のところにある農地です。受人の実家は農家で水稲を作付けしています。受人は〇〇集落で〇〇等の事業を行っております。現地では観葉植物を栽培予定で農地として活用されていくことを確認しています。自己所有の資材でハウスを建て、株を購入し自分で増やしていくとのことです。販売はインターネット等を通じて行います。農機具はトラクター１台、ダンプ１台、ユンボ１台、軽トラ１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買金額は総額〇〇万円、10a あたり〇〇万円です。渡人が相続土地国庫帰属制度を活用し、どうしても手放したいと申請をしました。受人の事務所が申請地に近いため、渡人が受人に話を持ち掛け、売買となりました。受人は将来、周りの農地に水稲を作付けしたいと話されておりました。

議　長　説明がありました４番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願

います。

15　番　申請地が24番委員の担当地区でないのはどうしてでしょうか。

24　番　受人の実家が私の隣の集落であり、父親から相談を受けた経緯があることと、実家の農機具を利用するため営農力の判断という点で私が担当になっております。

議　長　ほかにありませんか。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に、５番について、担当の補足説明をお願いします。

事務局　５番と６番は受人が〇〇となります。現、〇〇が事業譲渡を行い新会社の名称が〇〇となります。この申請は〇〇名義と代表者名義の農地について、新会社である〇〇へ所有権移転するためのものです。事業譲渡により役員の変更はありますが、事業内容、規模の変更はないと確認しています。施設や農地など一括での事業譲渡であり、農地の金額が不明であるため、相場での金額で売買金額を後ほど説明します。

議　長　５番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

22　番　５番を説明します。〇〇から、〇〇への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇地区に点在する農地です。受人は〇〇地区で飼料作物を900a作付けする予定です。現地にはこれまでどおり、飼料作物を作付けされることを確認しています。農機具はホイールローダー2台、ディスクモア１台、ロール

ベラー1 台の譲渡を受け、農業に必要な機械等を一式揃える予定です。牛1,800 頭も譲渡を受け保有する予定です。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買金額は目安ですが、10ａあたり〇〇万円として〇〇万円です。

議　長　説明がありました５番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5　番　〇〇の代表者は〇〇さんですか、〇〇になって、代表者は誰になるんですか。

事務局　〇〇の代表者は〇〇さんですが、〇〇の代表者は第三者になります。〇〇さんは役員としては残り、今後の圃場の管理をしていくことになります。

議　長　ほかにありませんか。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に６番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

22　番　６番を説明します。〇〇さんから、〇〇への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇地区に点在する農地です。受人は〇〇地区で飼料作物を 900a 作付けする予定です。現地にはこれまでどおり、飼料作物を作付けされることを確認しています。農機具はホイールローダー2 台、ディスクモア 1 台、ロールベラー1 台の譲渡を受け、農業に必要な機械等を一式揃える予定です。牛1,800 頭も譲渡を受け保有する予定です。周辺への作物の影響等もないことか

ら、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買金額は目安ですが、10ａあたり〇〇万円として〇〇万円です。

議　長　説明がありました６番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

２　番　不動産取得税等の税金は新会社が払うということですか。

事務局　事業譲渡にかかる金額は把握しておりますが、税金の負担等詳細なところまでは確認していません。

議　長　ほかにありませんか。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　議案第 104 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局　長　議案第 104 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書５～23 ページのとおり 35 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法

定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議　長　説明のありました35件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　暫時休憩。

議　長　ただ今から協議会とします。

――――――――――――――――――――協　議　会――――――――――――――――――――

議　長　休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局　長　起立、一同礼、解散

午後4時45分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

11　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

26　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿